

# J Aバンク蔵本公園施設使用料

(令和元年10月1日改定)

施設を専用する場合					施設を共用する場合							
有料公園施設	単	位	金額(円)		種	類	単	位	金額(円)			
			生徒等	その他の者					生徒等	その他の者		
野球場	入場料を徴収しない場合	半日	2,980	5,650	庭球場	1人2時間			100	220		
		1日	4,590	8,660	体育ホール	1人半日			120	290		
	入場料を徴収する場合	半日	5,380	11,440	水泳プール	個人	1日		120	290		
		1日	7,360	14,360		団体	1人1日		90	190		
庭球場	入場料を徴収しない場合	1面2時間未満	670	1,250	その他の有料施設							
		1面半日	1,020	1,790	健康トレーニング室	1人1回				220		
		1面1日	1,360	2,500	屋内ピッチング練習場	1時間				180		
	入場料を徴収する場合	1面半日	1,600	2,500	ロッカー	1個1回				10		
		1面1日	1,940	3,600	会議室(小)	1室半日				1,200		
			1,940	3,600		1室1日				1,790		
相撲場	入場料を徴収しない場合	半日	800	1,430	シャワー	1人1回				60		
		1日	1,600	2,880	スコアボード	半日				4,400		
	入場料を徴収する場合	半日	1,200	2,400		1日				6,600		
		1日	2,400	4,200	野球場照明施設	1時間				5,170		
体育ホール	スポーツに使用する場合	午前	2,160	4,310	庭球場照明施設	1面1時間				1,050		
		午後	2,750	5,770	放送施設	半日				2,020		
		夜間	3,550	7,360		1日				2,880		
		午前及び午後	3,910	8,190	有料運動用具							
		午前から夜間	7,470	15,560	卓球台	1台1日				80		
	スポーツ以外の用途に使用する場合	午前	6,530	13,020	バッティングゲージ	1台1日				560		
		午後	8,270	17,370	備考	半日とは、利用時間が4時間未満の場合。 1日とは、利用時間が4時間以上の場合。 午前とは、午前9時から午後1時まで。 午後とは、午後1時から午後5時まで。 夜間とは、午後5時から午後9時まで。						
		夜間	10,700	22,080		健康トレーニング室の使用については、管理事務所の指導員の指導に従ってください。 有料用具もあります。(詳細については、事務所に尋ねてください。)						
		午前及び午後	11,720	24,620		プールの団体とは、30人以上のもの(引率者のいる場合に限る)をいう。						
		午前から夜間	22,430	46,700		プールの入場料を徴収する場合の使用の額は(体育ホールを含む)使用料の額より算出した額に200/100を乗じて得た額とする。						
水泳プール	25mプール	午前		3,820		使用時間	野球場	1月4日から12月28日まで (火曜日を除く)	午前8時30分から午後9時まで			
		午後		5,650					庭球場	午前9時00分から午後9時まで		
		夜間		2,020					体育ホール	午前8時30分から午後9時まで		
		午前及び午後		7,720					その他			
	50mプール	午前		5,650			プール	7月1日から7月19日まで		午前9時00分から午後5時まで		
		午後		9,510				8月21日から9月10日まで		午前9時00分から午後7時まで		
		夜間		3,820	7月20日から8月20日まで							
		午前及び午後		11,440								
	飛込用プール	午前		1,050								
		午後		1,200								
夜間			690									
午前及び午後			2,020									

施設	使用時間	金額(円)
野球場 庭球場 体育ホール その他	1月4日から12月28日まで (火曜日を除く)	午前8時30分から午後9時まで 午前9時00分から午後9時まで 午前8時30分から午後9時まで
	7月1日から7月19日まで 8月21日から9月10日まで 7月20日から8月20日まで	午前9時00分から午後5時まで 午前9時00分から午後7時まで